

軽油引取税の課税免除の特例措置の継続を求める意見書

軽油引取税の課税免除の特例措置は、平成 21 年度税制改正において、道路特定財源の一般財源化に伴い目的税から普通税に改められた際に、平成 24 年 3 月末まで 3 年間の期限が設けられて以降、3 回にわたり延長されてきたところであり、令和 3 年 3 月末で適用期限を迎えることとなっている。

この課税免除の特例措置により、熊本県の農林水産業、船舶を使用する事業、セメント・生コンクリート・砕石等の建設資材事業など県内の幅広い産業の収益向上、ひいては関係事業者の経営安定が図られてきたと言える。

平成 28 年 4 月に発生した熊本地震からの復興に県民一丸となって取り組んでいる中、新型コロナウイルス感染症による地域経済活動への影響も顕在化しており、さらに、令和 2 年 7 月豪雨の大雨による被害の影響も懸念されるところである。

このような状況の中、軽油引取税の課税免除の特例措置が終了することになれば、課税免除対象事業者の経営環境が悪化し、地域経済に大きな影響を及ぼすこととなる。

よって、国におかれては、本市の地域経済を支える産業の衰退を招くことがないよう、今年度末までとなっている軽油引取税の課税免除の特例措置を、令和 3 年 4 月 1 日以降も継続していただくよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 2 年 9 月 18 日

水 俣 市 議 会